

一般社団法人 日本木材輸出振興協会職員#
の退職手当の取扱いについて#

平成 5; 年 7 月 4 日#

#

一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）の職員（嘱託職員及び臨時職員を除く）（以下「職員」という。）は、一般財団法人日本木材総合情報センター（以下「センター」という。）からの出向者であり、退職手当の対象となるこれらの職員に対する退職手当は、センター職員退職手当規程が適用されることから、当分の間は、センター職員退職手当規程によることとする。#

#

#